

テント一週一文（お）—— 九電本店前反原発テント世話人代表青柳行信さんの新年インタビュー

はじめに

「一週一文」では今まではテント訪問者間の会話などを前説（戯文）とし、そこで言及されている資料などを参照資料として見ていただいていたいました。今回は2011年3月11日の福島での地震に続く原発事故を契機に約6年半以上にわたって福岡市渡辺通りの九電本社前でのテントひろばを主宰している青柳行信さんへの2018年新年インタビューを掲載いたします（2018年1月1日現在）。

◆青柳さんへの新年インタビュー：主な活動

インタビューアー（以下「イ」）：明けましておめでとうございます。

青柳行信さん（以下「青」）：おめでとうございます。

イ：今日は青柳さんにご自分の2017年を振り返っていただくとともに、今年2018年への展望や希望や見通しなどを語っていただきたく思います。「ご自分の」とは言いましても私的な事柄ではなく、対外的な社会的な活動という意味ですので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

まず、青柳さんは、昨年2017年はどのような活動に力を入れていましたか？

青：こちらこそ、どうぞ宜しくお願い申し上げます。2017年の主な活動を申し上げますと、「さよなら原発！ 福岡」、これは代表を勤めています。「原発いらない！ 九州実行委員会」、これも代表です。「福岡県総がかり実行委員会」、これも代表です。「原発とめよう！ 九電本店前ひろば」、これが九電本社前のテントです。私はここの世話人代表、私は世話人代表と言わずに「村長」と称していますが。それと「市民連合ふくおか」、これは事務局長。計五つです。

イ：団体名から推測しますと、団体の活動範囲は福岡県レベル、九州一円レベル、一概に決められない活動範囲とに分けられるようですね。

青：「一概に決められない」というのは不十分です。世界規模です。このテントにはドイツからの学者先生、韓国からの視察団、アメリカ人の観光客など、世界中から来ていますから。今や国際都市福岡の紹介には欠かせない一角ですよ。

イ：いやはや、失礼いたしました。「総がかり」と「市民連合」は同じ名称の団体が東京にもありますが、福岡県支部というような位置づけですか？

青：違います。個人では全国レベルの団体と福岡県の団体の両方に加入していたり、名前を連ねたりしている方がいらっしゃるかもしれませんが、組織としての連携はありません。まして上下関係などはありません。私たちは、私たち自身の構成員の判断で運動を進めています。「九州実行委員会」というのは九州内の各県や各地で反原発・脱原発運動を進めている運動の緩やかな統一運動体です。

◆反原発運動

イ：団体名に「原発」と付いていると反原発・脱原発を目指す運動体と分かります。この運動の2017年は如何でしたか？

青：県レベルと九州一円レベルとで運動の進め方は異なりますが、両者併せて数回の集会とデモを行いました。直近では、2017年12月2日の佐賀県唐津市での「さよなら原発！ 12.2 玄海原発再稼働を許さない九州総決起集会」に協賛しています。福岡からはマイクロバスを仕立てて参加しました。

イ：私は電車で行きましたが、電車の中で顔見知りの方に何人も会いました。福岡からも相当数の方が参加されたと思います。反原発アピールの集会やデモは、2018年にも引き続き開催されるのでしょうか。

青：はい、そうです。

イ：ということは、青柳さんとしては2017年と2018年を分けて考えても、意味がないわけですね。

◆市民連合と「総がかり」運動

青：意味がないわけじゃありませんが、^{せつぜん}截然と分かつのは無理です。2017年1年だけを切り取って考えるよりも、それ以前の2016年、さらには2015年からの続きで見た方がよく判るのです。特にこの視点は「総がかり運動」と「市民連合」に当てはまります。「市民連合ふくおか」は2016年の参議院選挙を契機にして発足した運動体です。2017年10月の総選挙では、野党共闘の必要性と安倍一強、改憲勢力減少を訴えて、支援する候補者の選挙運動を組織的、個別的にサポートしました。さらに投票行動を促す活動もしました。その点では2016年、2017年と活動は広がりを見せていると思います。2018年は、2019年の地方統一選挙に向けてじっくりと腰を落ち着けて理論的に知見を広げて深める作業が必要かと私は思っています。そこで、私としては「シミンケンポウコウザ」の裾野を広げる努力をしています。

イ：シミンケンポウコウザ？

青：「市民憲法講座」です。大学の法学や政治学の先生方に、立憲制の意味や安倍政権の改憲の意図や改憲状況について報告していただいています。また、さまざまな政治状況について分析していただいています。月に一回のペースで、今月で既に30回目になります。毎回30~40名が参加していて、先生方の配布する資料も充実していて、私たちから見ると雑誌論文に匹敵する内容です。

イ：「市民憲法講座」については分かりました。次に「総がかり運動」についてうかがいます。この名称の運動が始まってそれほど長い時間は経っていませんが、「総がかり」のコンセプトはどのようなものですか。

青：「総がかり」という単語はごく一般的に使用されます。「全員で一つの作業に力を出す」というような意味です。この運動は前に「アベ政治を許さない福岡県総がかり実行委員会」と「アベ政治を許さない」というモットーを付けて称されていました。今はこの部分は付けなくて「福岡県総がかり実行委員会」と称しています。

イ：「総がかり」の「一つの作業」に反原発のさまざまなアクションも含まれるのですか。

青：重要なテーマの一つです。テーマの説明と重なりますが、この団体の成立は九電本店前のテントと無縁ではないのです、というより、密接に結びついています。

イ：テントが母胎なのですか？

青：母胎ではありません。2011年3月から4月にかけての九電前座り込みがいろいろな方の記憶に残っていたようです。安倍一強政権が続き、特定秘密保護法、戦争法（安保法制）、共謀罪など国家主義的、強権的法制が立て続けに制定される中で、政党も労働運動も民主団体も、第一多くの市民も大きな危機感を持ったのです。憲法がいよいよ危機に瀕していると危機感を感じたのですが、自分たちの立場を強固にする契機を探しあぐねていました。

イ：何かの起爆剤が求められていたというわけですか。

青：そうです。そして九電前での座り込みやテント開設をしていたこのひろばが一種の結束点として機能したのです。

イ：結束点？ あまり聞かない言葉ですね。

青：私も初めて使いました。ともあれ、自公政権へ対峙する意志は、この四つの運動体のどこも他に引けは取らないのですが……。

イ：四つの運動体？

青：政党、労働運動、民主団体、市民運動の四つです。

イ：あっ、分かりました。

青：この運動体の中には、さまざまな組織があるのですが、それぞれの組織のメンバーが感じていた時代への危機感や違和感は同一ではないにしてもそれほどかけ離れてはいなかったのです。しかも政権側からの憲法への挑戦はますます強まっていきます。その反作用として各運動体、各組織の危機感はますます深まります。その時に反原発を標榜しながら改憲批判を前面に出しており、沖縄の問題や安保法制の危険性もアピールしていたテントのポジションが高まりつつあった危機感を結束する、収集する役割を果たしたのです。

イ：そういう意味で結束点、収集点ですか。

◆「総がかり」運動と九電本店前テント

青：結束とか収集と言ってもテントに結集するという意味ではありません。それぞれの運動体、組織がそれぞれのダイナミズムを保ちながら、横のつながりを強固にして前面の改憲勢力に対抗する共同作業の契機をテントが果たしたというくらいの意味です。安倍政権の強さは各運動体や各組織がバラバラで対抗できるような代物ではありません。対抗勢力が互いにつながりを強め共同作業を確認していかない限り、分断や懐柔や「やっても仕方ない」という負け意識に圧倒されてしまいます。

イ：「総がかり」というのは四つの運動体が、とくに反原発、沖縄基地建設反対、改憲反対、安民法制廃止の四つの指向性で共同作業を進めて、安倍政権の憲法無視の政治を押し戻すというイメージですか。

青：テーマとしては政治的な視点だけではなく「格差是正」という経済的な問題指摘、「人間の尊厳回復」という社会的な要請も加えることが出来ます。

イ：青柳さんはクリスチャンですから、「人間の尊厳回復」は個人的には重要なテーマでしょう。

青：そうです。そのテーマを私が重要視しているから、このテントが収集点になれたのではないかとも思っています。しかし、このテーマは個人的な好みのレベルで論じられる問題ではありません。沖縄では人間性も民意も踏みにじられています。安倍政権の目論む改憲は国民を戦争に向かわせていますが、人間の尊厳は戦争の対極にあります。「総がかり」運動は政治運動であり、市民運動であり、社会運動でもあり、労働運動でもあるのですが、すべてのテーマは市民が個人として尊重されるイメージを基底にしています。

イ：2017年には県レベルでの総がかり運動の集会もあったそうですが、2018年にも開催するのでしょうか。

青：おっしゃるとおりです。早速ですが、2018年は7年目の3.11を迎えますし、政府はいよいよ憲法9条の改憲案を提示しそうです。今年こそ安倍一強政治を押し戻すために先ず3月18日、日曜日ですが、午後1時から冷泉公園での集会と引き続き市内パレードを計画しています。これは予定でして、1月末に決定します。私のMLやチラシなどで確認して下さい。

イ：第一弾としては既に動き出しているというわけですね。

青：そうです。

◆今年の抱負：事務局の体制確立

イ：青柳さんが代表や事務局長を勤めている四つの団体の昨2017年以前の活動と今年の決まっている活動をうかがいましたが、個別の団体を超える視点や見通しなどがありましたらお聞かせ下さい。

青：全般的に運動拡大が最大の目的です。安倍政治と国民の乖離はますます広がっています。安倍政権は自分達に都合悪い風が吹くとジッと首をすぼめていて、風が変わると居丈高にやりたい放題の政治を押し通します。もう二度とこんな卑劣な振る舞いを許さないように追い詰めなければなりません。

イ：具体的にはどのようなことをお考えですか。

青：私たちの周囲でこの運動を強力に進めるためには、一にも二にも四つの団体の事務局の態勢を整えなければなりません。幸いなことに若くて、というのは私よりも若くて、という意味ですが、活動的でアイデアもお持ちの方が集まりつつあります。このような方々に運動の中心になって牽引していただきたいと思います。しかしその方たちを周囲から支える事務局が必要です。その体制作りを急ぎたいと思っています。

イ：すべてはそのあと、というわけですか。

青：そういうわけではありません。事務局の確立は一挙にできるわけではありません。話し合いを持ったり、今までかかわってきた方々や組織のアドバイスを受けてたりしながら、一方では催し物の準備をしながら少しずつ積み上げていきたいと思っています、と言うより、そうせざるを得ないのではないかと思います。

◆原告になっている裁判

イ：青柳さんは毎日 ML を発行されていて、その ML では裁判の案内がたくさん掲載されています。青柳さんは ML で案内しているすべての裁判の原告になっているのですか。

青：そうではありません。私が原告になっている裁判は三つです。

一つ目は川内原発行政裁判です。これは大変注目されています。その理由としては、原子力規制委員会の火山ガイドのいい加減さを指摘続けているからですし、もう一つの理由は、普通の裁判では国側が結審を急がせて、住民側は慎重審議を主張するのですが、この裁判では住民原告側が「早く結審して下さい」と毎回主張しているからです。それくらい住民、原告側の論理や論告が被告、国と九電側を圧倒しているのです。

二つ目は「原発なくそう！九州玄海訴訟」です。これは1万人訴訟として知られています。私は法廷で参考人意見陳述もしました。

三つ目は「玄海原発3,4号機再稼働差止仮処分申立て」です。これは既に審尋は終わっています。今年の3月までには決定が出るのではないかとされています。

あと、梅田裁判をご存知ですね。

イ：原発労働者の労災を認めるかどうかの裁判ですね。

青：そうです。これは2017年12月に福岡高裁でひどい判決が出されて、最高裁に上告しています。この裁判の原告は当人の梅田隆亮さんお一人ですが、私は梅田さんとその裁判をサポートする「梅田裁判を支える会」の事務局長です。ニューズレターの編集なども手伝っています。

イ：原発関連の裁判に関与されている青柳さんとしては、昨年12月13日の広島高裁での伊方原発差止め判決はどのように受け止められましたか？

青：大変うれしいですし、玄海原発や川内原発の再稼働を担当している佐賀地裁や福岡地裁の判断にも少なからず影響を与えていると思います。

◆おわりに

イ：さて、いよいよ九電本店前ひろばの村長さんとしての2017年の様子と2018年の抱負をお聞きしたいのですが……。

青：今日はぜひぶん長く述べました。テントについては毎日 ML でも報告していますから、今おっしゃったテーマについては又の機会にいたしませんか。

イ：判りました。長時間有り難うございました。

青：こちらこそ、有り難うございました。

文責：栗山次郎
2018年1月8日掲載